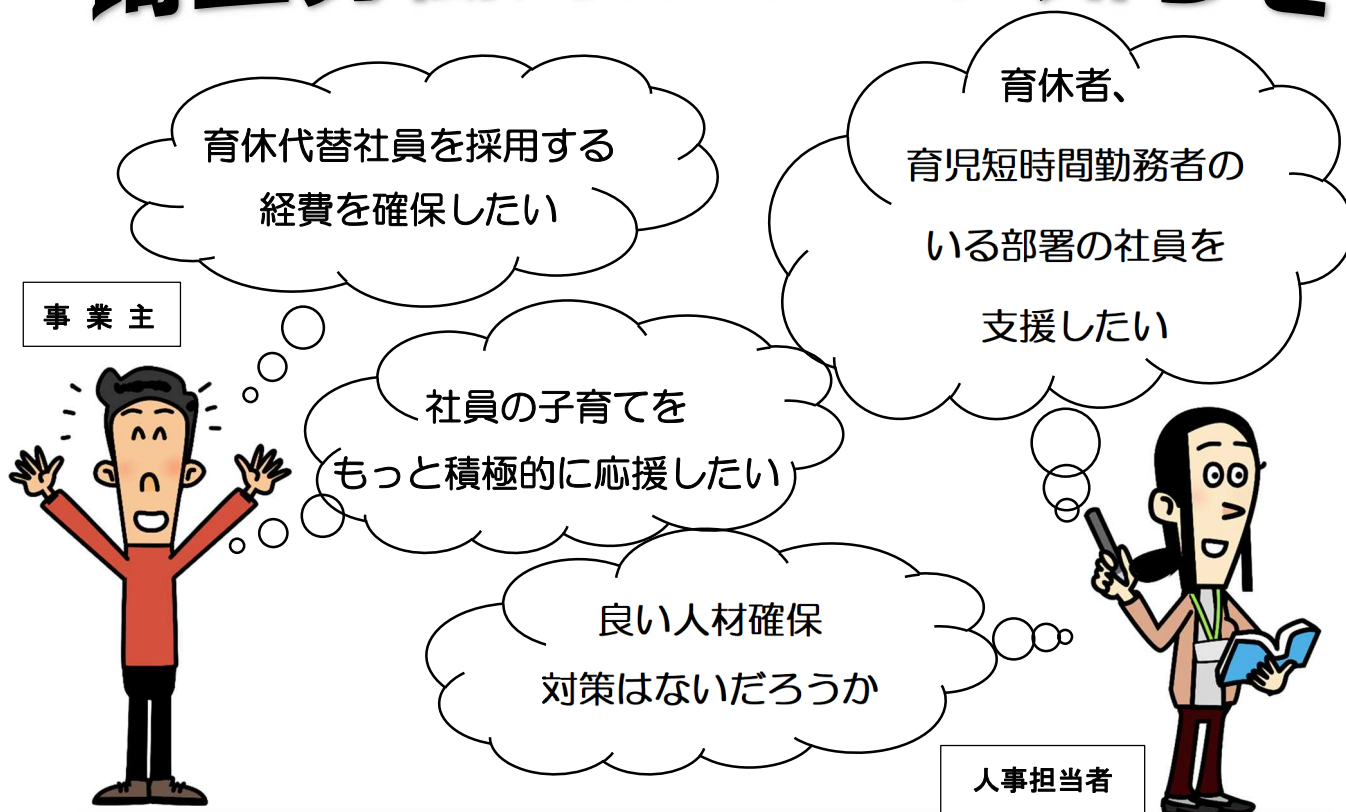


両立支援等助成金

令和6年新設!

# 育休中代替支援コース

## 埼玉労働局からのお知らせ



**貴社に育休・育児短時間勤務を  
取得予定の社員はいませんか？**



助成金詳細

《事業主の皆様へ》

両立支援等助成金『育休中等業務代替支援コース』は、「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」において「育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する取組を推進」し、「業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を行う」旨が示されたことにより、令和6年に新設された新しいコースです ✨

育児休業取得者や、育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成されます。詳しくは、上記 QR から厚生労働省 HP にてご確認できます。

【お問い合わせ】埼玉労働局雇用環境・均等部企画課 電話番号:048-600-6210